第百十条中「営むことができるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第百十四条に次の一号を加える。

四　指定通所リハビリテーション事業者は、リハビリテーション会議の開催により、リハビリテーションに関する専門的な見地から利用者の状況等に関する情報を構成員と共有するよう努め、利用者に対し、適切なサービスを提供する。

第百十五条に次の一項を加える。

6　指定通所リハビリテーション事業者が指定訪問リハビリテーション事業者の指定を併せて受け、かつ、リハビリテーション会議（医師が参加した場合に限る。）の開催等を通じて、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境に関する情報を構成員と共有し、訪問リハビリテーション及び通所リハビリテーションの目標及び当該目標を踏まえたリハビリテーション提供内容について整合性のとれた通所リハビリテーション計画を作成した場合については、第八十一条第一項から第四項までに規定する運営に関する基準を満たすことをもって、第一項から第四項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第百二十四条第二項中「（指定都市及び中核市にあっては、指定都市又は中核市の市長。以下同じ。）」を削る。

第百三十八条に次の一項を加える。

2　利用者の状況や利用者の家族等の事情により、指定居宅介護支援事業所（指定居宅介護支援等基準第二条第一項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が、緊急に指定短期入所生活介護を受けることが必要と認めた者に対し、居宅サービス計画において位置付けられていない指定短期入所生活介護を提供する場合であって、当該利用者及び他の利用者の処遇に支障がない場合にあっては、前項の規定にかかわらず、前項各号に掲げる利用者数を超えて、静養室において指定短期入所生活介護を行うことができるものとする。

第百四十条の二十六中「若しくは」を「、」に改め、「指定認知症対応型通所介護事業所をいう。」の下に「若しくは指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。）」を加える。

第百四十条の三十二中「看護職員」と」の下に「、第百三十八条第二項中「静養室」とあるのは「静養室等」と」を加える。

第百四十三条第一項第四号イ中「平方メートル」の下に「以上」を加える。

第百七十四条第三項を削る。

第百七十五条第二項第二号イ中「、利用者」の下に「の数」を加え、「のうち要介護認定等に係る介護認定審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十一年厚生省令第五十八号。以下「認定省令」という。）第二条第一項第二号に規定する要支援状態区分に該当する者の数」を「の数に十分の三を乗じて得た数の合計数」に改め、「並びに介護予防サービスの利用者のうち認定省令第二条第一項第一号に規定する要支援状態区分に該当する者の数が十又はその端数を増すごとに一」を削る。

第百八十条を次のように改める。

第百八十条　削除

第百九十一条の三第二項第八号及び第百九十二条の十一第二項第十号を削る。

第百九十二条の十二中「第百七十九条から第百八十四条まで」を「第百七十九条、第百八十一条から第百八十四条まで」に改める。

第二百一条の見出し中「確保」の下に「並びに福祉用具専門相談員の知識及び技能の向上等」を加え、同条に次の一項を加える。

2　福祉用具専門相談員は、常に自己研鑽に励み、指定福祉用具貸与の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正）

第三条　指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

目次中「複合型サービス」を「看護小規模多機能型居宅介護」に改める。

本則（第六十四条第三項、第六十五条、第百七十一条第十項、第百七十二条第二項及び第百七十三条を除く。）中「複合型サービス計画」を「看護小規模多機能型居宅介護計画」に、「複合型サービス報告書」を「看護小規模多機能型居宅介護報告書」に、「指定複合型サービス事業所」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」に、「指定複合型サービス事業者」を「指定看護小規模多機能型居宅介護事業者」に、「複合型サービス従業者」を「看護小規模多機能型居宅介護従業者」に改める。

第一条第四号中「、第二十六条」を削り、「第三条の三十八（第十八条、第六十一条」を「第三条の三十八（第十八条」に改め、「限る。）」の下に「、第五十九条の二」を加え、同条第五号中「及び第二項」の下に「（居室に係る部分を除く。）」を加える。

第三条の四第二項中「又は指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十五号。以下「指定介護予防サービス等基準」という。）第五条第二項のサービス提供責任者」を削り、同条第五項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」の下に「の同一敷地内」を加え、「併設されている」を「ある」に改め、同項第五号中「第六十三条第六項第一号」を「第六十三条第六項」に改め、同項第六号中「第六十三条第六項第二号」を「第六十三条第六項」に改め、同項第七号中「第六十三条第六項第三号」を「第六十三条第六項」に改め、同条第九項中「第二十四条」を「第三条の二十四」に改め、同条第十二項中「同条第一項第一号イ」を「同条第四項」に改める。

第三条の二十一第二項中「行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて」を「行い」に改める。

第三条の三十第二項ただし書中「又は指定夜間対応型訪問介護事業所」を「、指定夜間対応型訪問介護事業所又は指定訪問看護事業所」に、「定期巡回サービス、随時対応サービス又は随時訪問サービス」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」に改める。

第四十一条中「営むことができるよう」の下に「生活機能の維持又は向上を目指し」を加える。

第四十四条第四項中「前三項」を「第一項から第三項まで」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第一項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

第四十六条第一項中「、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」を「又は指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所においては共同生活住居（法第八条第十九項又は法第八条の二第十五項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。）ごとに」に改め、「指定地域密着型介護老人福祉施設」の下に「においては施設」を加え、同条第二項中「指定居宅サービスをいう」の下に「。以下同じ」を、「指定介護予防サービスをいう」の下に「。以下同じ」を、「指定地域密着型介護予防サービスをいう」の下に「。以下同じ」を、「介護保険施設」の下に「（法第八条第二十四項に規定する介護保険施設をいう。以下同じ。）」を加える。

第五十九条の次に次の一条を加える。

（事故発生時の対応）

第五十九条の二　指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2　指定認知症対応型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3　指定認知症対応型通所介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4　指定認知症対応型通所介護事業者は、第四十四条第四項の単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第一項及び第二項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

第六十条第二項第五号中「次条において準用する第三条の三十八第二項」を「前条第二項」に改める。

第六十一条中「、第三条の三十八」を削る。